令和3年度 第12回 四国中央市農業委員会 総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第12回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年3月7日(月) 午後1時30分~

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 博

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(貸借)の

承認について

日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」

について

日程第8 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第9 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

追加議案

日程第10 議案第6号 農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

出席委員(18名)

1 大西嘉一郎 2 尾藤元一 3 髙橋忠明 4 横尾 昇

6 中泉敏則 7 鈴木修三 8 篠原京子 9 星川俊夫

10 髙 橋 博 11 坂 上 宏 12 眞 鍋 晴 豊 13 鈴 木 博 美

14 髙 橋 藤 信 15 鈴 木 和 治 16 鈴 木 秀 幸

17 寺 尾 悟 志 18 則 友 幸 19 石 川 武 将

出席農地利用最適化推進委員(22名)

1 脇	純 樹	2 石 川	茂	3 薦 田 悦	、男	4 森川雅之
-----	-----	-------	---	---------	----	--------

23 近藤良啓 25 鈴木敏也

欠席委員(1名)

5 押条和司朗

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

17 鈴木一郎 19 川上雅司 24 髙橋祥志

出席した職員

事務局長 篠 原 敬 三 係 長 船 場 敦 司

係 長 武 村 美 保 係 長 三村真都華 主 査 金 子 愛 弓

第12回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和4年3月7日(13:30~) JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局長「礼」ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第12回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

5番 押条 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

17番 鈴木 委員

19番 川上 委員

24 番 髙橋 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

14番 髙橋 委員

15番 鈴木 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」 を議題といたします。

議 長 報告を求めます。武村 係長

武 村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」 報告いたします。

番号1の案件については、令和4年1月23日解約。

番号2の案件については、令和3年12月31日解約。

以上、2件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議長日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1から3の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。番号1から3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は大根の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な ため申請するもので、許可後は水稲の作付けを予定しています。 番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号6と7については、受人が同一人のためまとめて説明します。番号6と7については、両親から息子へ経営移譲するための小作権の移転で、許可後は水稲、里芋の作付けを予定しています。なお、小作権の移転については、所有者も同意していることを申請人に確認しています。

以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番と2番について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議 長 続きまして3番

委員 特に異議ありません。

議 長 4番

委員 特に異議ありません。

議 長 5番

委員 5番、6番、7番特に異議ありません。

議長はかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案 のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

- 議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。金子 主査
- 金 子 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は農産物の生産・加工をしている法人ですが、事業拡大に伴い、現在の事業用地に隣接する申請地での加工場・倉庫及び作業場建設で、申請地は、既存施設の隣接地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

また、既に造成されているため、始末書が提出されています。

なお、申請地は「農用地区域内の農地」ですが、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第4号に基づき、「農業用施設用地」として「用途変更の申請」がなされ、承認されております。

以上で説明を終わります。

- 議長以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

- 議 長 番号1番
- 委員 特に異議ありません。
- 議長ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」

について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求め ます。

- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」と することとし、同意見を附して県知事に進達いたします。
- 議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。三村 係長
- 三 村 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は12件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」 「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、自身が役員を務める法人が、事業拡大に伴い、新たな駐車場及び資材置場が必要となったため、現駐車場の隣接地を譲り受け、法人へ貸与するもので、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。番号2と3の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。受人は主に不動産開発業を営む法人ですが、盛土砂・砕石置場、販売用商品陳列場所、土木用資材置場、駐車場及び型枠作業等ができる敷地が慢性的に不足しているための駐車場及び資材置場建設で、申請地は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号4と5の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。 番号4と5の案件について、受人は太陽光売電業を営む法人であり、日当 たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電 施設建設で、申請地は小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は現在賃貸アパートに居住しておりますが、 新居を建築するため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地 は、第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は、会社の駐車場が手狭であったため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は既存施設の隣接地であるため、 転用することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件については、受人は、宅地建物取引業を営む法人ですが、現在同地域内で住宅建築の要望が多いことから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は、第3種農地で、用途地域内でもあることから、分譲宅地を目的とする転用についてはやむを得ないと思われます。

番号9の案件について、受人はシール加工業を営む法人ですが、近年、多様化する商品の生産に伴い、倉庫が不足しているため、現在、所有している既存の駐車場用地に倉庫を建築しています。これに伴い、従業員用駐車場が不足するため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号10から12の案件については、関連案件のためまとめて説明します。 受人は現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、番号12の案件については、 妻の実家の近くに新居を建築するため、祖父母、父が所有する申請地を借 り受けての一般個人住宅建築で、番号10と11の案件については、住宅を 建設するにあたり、建築基準法上の接道がないため、進入路を確保するた め申請するもので、申請地は宅地化が進み市街化が見込まれる地域である ため、転用することは、やむを得ないと思われます。 以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議 長 2番と3番

委員 2番と3番の案件について、現況は何も耕作しておらず、申請地は住居地 に隣接しており、申請目的の駐車場及び資材置場であれば、周辺への影響 も考慮し、問題ないと思われます。

議 長 4番と5番

委員 特に異議ありません。

議 長 6番

委員 特に異議ありません。

議 長 7番

委員 特に異議ありません。

議 長 8番

委員 特に異議ありません。

議 長 9番

委 員 9番、10番から12番特に異議ありません。

委員 特に異議ありません。

議長ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」

について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求め ます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とす ることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用 集積計画(貸借)の承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 船場 係長

船 場 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積 計画(貸借)の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、4年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の賃貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、10年間の賃貸借です。

番号6から14の案件については再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号6番から14番について は再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。 委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特に異議ありません。

議 長 2番

委員 特に異議ありません。

- 議 長 3番と4番
- 委員 特に異議ありません。
- 議 長 5番
- 委員 特に異議ありません。
- 議 長 番号6番から14番までの再設定について質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借) の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手 を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

- 議 長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

以上で説明を終わります。

金 子 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を 行っている旨の証明願について」説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置 法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き 農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。この証明に つきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農 地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1の案件については、2月10日に現地調査を行いました。

- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。 これより、質疑にはいります。 委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 議長番号1番、質疑はありませんか。
- 委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

また2月10日、現地確認を申請者とおこないました。米の作付けを行って おり、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思 います。

- 議長はかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨 の証明願について」について、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり 「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。
- 議 長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」 を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。金子 主査
- 金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」説明いたします。

番号1の案件について、申請人より、当該「道・水路」は現在、田の一部 として利用されており、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、 隣接地とともに一体利用する予定です。また、地元土地改良区の同意書も添付されていることから、用途廃止をすることは問題ないと思われます。 以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 今回申請された「道・水路」については、関係者からの聞き取りによると、 15年ほど前に既に農地として使用されており、現状は何も残っておらず、 代替の「道・水路」も整備をされており、土地改良区の意見書も添付され ていますので、問題ないと思われます。

議長ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、「廃 止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めま す。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第9、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号1の案件については個別除外の案件です。申請者は現在、家族で賃貸 共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い、手狭になったことや、 将来を見据え、今後は親の介護が必要となるため、対応できる距離の範囲 内に新しく家を建設することを計画しています。しかしながら、申請者は 土地を所有しておらず、申請者の父が所有する土地から検討しましたが、 申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域か らの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委員 特にありません。
- 議長にかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変 更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めま す。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

- 議 長 日程第10、議案第6号、「農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第6号、「農地移動適正化あっせん基準の一部改正について説明いたします。

本日配布いたしました、追加提案分議案書と送付していました、「あっせん 基準」をお手元にご準備ください。

追加提案分議案書1ページをお開きください。

はじめに、この事業は、「農業委員会等に関する法律」第6条第2項に基づき、農用地等の農業経営の規模拡大や農地等の集団化による農地保有の合理化のための権利移動のあっせん事業で、国が策定した「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に定められているもので、昭和45年から行われています。具体的には、農地を「売りたい人」と「買いたい人」、または「貸したい人」と「借りたい人」を結びつけることにより、農地の流動化を進めるものです。

本事業の実施については、「農地移動適正化あっせん基準」を作成し、県知事の認定を受ける必要があります。

また、「あっせん基準」を作成するに当たっては、農協・農業共済等の農業関係機関に意見を聴取することとなっているため、先般、関係機関出席の企画委員会で意見を求めたところ、意見がない旨の回答を得ております。今回の見直しについては、国の「実施要領」が令和2年3月26日付で一部改正されたことと、先般、令和3年10月5日開催の総会において諮問があった、「農業経営基盤強化促進法の基本構想」を見直したことに伴い、「あっせん基準」の改定を行うものです。また、前回の本基準の改定は、平成29年4月に行われています。

それでは、「あっせん基準の一部改正」について、配布しておりました 資料「四国中央市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」に沿って説明 いたします。 主に改正点は4点あります。

はじめに、「あっせん基準」1ページの「第1条」2段目をご覧ください。 1点目は、今回、国が策定している「実施要領」のひな型では、この事業 の対象農地を「農業振興地域内の農用地等」つまり一般的にいう「白地」 「青地」両方の農地を対象としていますが、当市の基準は、「農用地区域 内の農用地等」つまり「青地」のみ、についてあっせんを行うこととして います。

これは、当市では、「白地」まで拡大すると、この事業の「農業経営の規模拡大」や「農地の集団化」の趣旨に該当しない農地も多いことや、「農業を営む者の担い手不足」が現状であることから、対象範囲を拡大することは実情に即さないと考えます。

また、他市の状況を確認したところ、「適正な経営規模の拡大が行えなくなる」ことなどを理由として、県内半数以上の市町村が、当市と同じく対象範囲を拡大しない方針で改正を行う予定です。

よって、本基準の対象農地は現行の「農用地区域内の農用地等」つまり「青地」のみとして据え置き、変更しないこととしています。

次に、「別表1」をご覧ください。

この「別表1」は、農地取得の「買い手」または「借り手」となるための 要件を営農形態の指標別に示したものです。

この基準では、農地取得の「買い手」または「借り手」となりうる、農業者の年間農業所得を認定農業者の経営目標である、年間所得 400 万円の半分程度の「200 万円」と設定し、県・農業指導班の協力のもと、主な営農形態における「年間農業所得 200 万円」を目安とした面積や当市の農地取得における下限面積を考慮した基準面積や農機具などの資本装備について定めたものです。

当市の現状を踏まえて、「水稲・里芋・青ネギ」の営農形態を追加しております。

続いて「別表2」をご覧ください。

この「別表2」は、農地取得の「買い手」または「借り手」が目標とする 経営指標を示したものです。

これは、令和3年10月の本総会において、農業振興課が諮問した「基本構想」の見直しに基づき改正した経営指標です。この指標については、各営農形態における「年間農業所得400万円」を目標としたものとなっており、認定農業者の認定基準にもなっております。農地取得の「買い手」または「借り手」の候補者が複数いる場合は、経営面積がこの経営指標に近いかどうかで選定する基礎資料となります。

次に、資料「あっせん基準」 2ページ中段をご覧ください。 4点目の改正点として、

現行では、2ページ中、第4条(2)、3ページ中、第7条第1項、及び同条第2項の「農地中間管理機構」の後に、「農業者年金基金」が農地取得の「買い手」または「借り手」として列挙されていましたが、令和4年1月1日から、「農業者年金基金」は農地取得の「買い手」または「借り手」となることはないため、削除しました。

その他の各事項についても、語句の修正をしています。

本基準については、本総会での議決後、県知事に認定申請を行います。以上で説明を終わります。

議長以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、「農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」、原案 のとおり、基準の一部を改正し、県知事へ認定申請することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、基準の一部を改正し、県知事へ認定申請を行うことに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終 了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等 がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。 これをもちまして、第12回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。 ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局長「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:10)

署名人

四国中央市農業委員会